

議 長 日程第7「議案第5号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第5号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、令和2年4月1日に施行されることにより、国民健康保険税の課税限度額及び保険税軽減所得の見直しに伴い、所要の改正をしたいので提案をするものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、議案第5号松田町国民健康保険税の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

ただいまの町長の提案理由のとおり、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和2年4月1日に施行されることにより、町国民健康保険税条例も所要の改正をする必要があるため、提案するものでございます。

条例の改正の内容といたしましては、基礎課税額の限度額及び国民健康保険税の減額にかかるものでございます。詳細につきましては、議案第5号参考資料新旧対照表にて説明させていただきますので、恐れ入りますが、3枚おめくりください。左が改正案、右が現行でございます。第2条課税額に関する規定でございますが、第2項中、国民健康保険税の基礎課税額にかかる課税限度額を61万円から63万円に、第4項中、介護納付金課税額にかかる課税限度額を16万から17万円に引き上げる改正でございます。

次に、第20条国民健康保険税の減額に関する規定でございますが、1ページおめくりいただき、2ページをごらんください。第1項では、基礎課税額から被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額し、得た額の限度額を第2条第2項と同様に61万円から63万円に、介護納付金課税額から介護納付金課税被保険者にかかる被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額して得た額の限度額を、第2条第4項と同様に16万円から17万円に引き上げる改正でございます。

次の第1項第2号では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に

において、被保険者数に乗ずる金額を28万円から28万5,000円に。第1項第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額を51万円から52万円に引き上げる改正でございます。

恐れ入ります。2枚おめくりいただき、改正条例下段をごらんください。附則でございます。施行期日につきましては、第1項で令和2年4月1日から施行としております。第2項では、経過措置として令和2年度以後の年度分について適用をして、令和元年度分までにつきましては従前の例によるものと定めるものでございます。

以上、説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第5号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。